

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十五年一月青森県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表経営等改善資金の項中「（小型の漁船を使用して行う水産動植物の採捕の事業にあつては、総トン数十トン未満の動力漁船を使用する場合及び青年漁業者が中心となつて漁業経営改善のための意欲的な取組を行おうとするものとして水産庁長官が定めるもの（以下「経営改善取組漁業者団体」という。）が総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船を使用する場合に限る。以下この項及び青年漁業者等養成確保資金の項において同じ。）」を削り、「（経営改善取組漁業者団体」を「（青年漁業者が中心となつて漁業経営改善のための意欲的な取組を行おうとするものとして水産庁長官が定めるもの（以下「経営改善取組漁業者団体」という。）に、「一台につき千二百万円」を「一台につき千四百万円」に、「総額で千三百万円」を「総額で二千五百万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。